

平成 27 年 7 月 31 日

指定特定福祉用具販売事業者 様  
住宅改修施工事業者 様

名古屋市健康福祉局  
高齢福祉部介護保険課長

居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費  
における負担割合の判定時点について

平素は本市介護保険行政に多大なご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成 27 年度の介護保険制度改正に伴い、2 割の利用者負担が新設されたことを踏まえ、厚生労働省より平成 27 年 3 月 12 日付で発出されました「全国介護保険担当課長会議資料についての Q&A 【3 月 12 日版】」にて、居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費について、負担割合の判定は領収書記載日時点で行うとされました。

しかしながら、厚生労働省より平成 27 年 6 月 29 日付で発出されました「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についての Q&A 【6 月 29 日版】」において、「口座引き落とし等により事業者が領収する時期が遅れる場合であって、当該時期の遅れにより利用者負担割合が変更になってしまうような事例については、変更前の利用者負担割合により対応されたい。」と示されました。この記載について、厚生労働省老健局介護保険計画課に確認したところ、「負担割合の判定は原則として領収書記載日時点で行うが、被保険者の個々の事情を考慮したうえで、保険者で個別に判断されたい。」との回答がありました。

本市では、負担割合の判定時点を恣意的に選択することは不公平な介護保険給付につながる可能性があると考えことから、居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費について、例外なく領収書記載日時点で負担割合を判定する取扱いといたします。

つきましては、各事業者様におかれましては、特に受領委任払い制度を利用する場合は、必ず被保険者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を確認したうえで、その負担割合に基づいた利用者負担分を領収していただきますようよろしくお願いいたします。

(介護指導課指導係 052-972-2594)